

専門学校協会会報

全国学校法人立専門学校協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 (私学会館別館)

発行責任者／中込三郎

全国学校法人立専門学校協会(中込三郎会長)の理事会が2月25日、東京・千代田区九段北のアルカディア市ヶ谷で開かれた。小林光俊副会長の開式のことばに統じて、冒頭のあいさつで中込会長は、中央教育審議会の答申を受けて「早急に各ブロックの代表で構成される戦略本部(仮称)を立ち上げ、新学校種の制度設計に向けて対応していかたい」と新しい枠組みに取り組む決意を述べた。また来賓として出席した文部科学省生涯学習政策局の塩原誠志専務は、「新学校種の創設を事業計画の柱に」と題して、新学校種の創設を実現するための具体的な運動目標を設定して23年度の事業計画原案をまとめている。

東北関東大震災 義援金にご協力を!

全国専修学校各種学校総連合会(中込三郎会長)は、3月11日に発生しました東北関東大震災の早期復興と、学生・生徒への支援を目的とした募金活動を行っています。本協会としまして、全専各連と一体となって募金活動に協力して参りたく、関係各位のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。なお募金期間・振込先は次の通りです。

【募金期間】平成23年3月23日～5月31日まで

【振込先】りそな銀行 市ヶ谷支店

普通預金 1722590

口座名 全専各連義援金口

(ゼンセンカクレンギエンキンギングチ)

【問合せ先】全国専修学校各種学校総連合会事務局

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25

私学会館別館11階

TEL: 03-3230-4814

FAX: 03-3230-2688



平成23年度の事業計画(案)などを承認した本協会理事会であいさつする中込三郎会長(写真上)

全国学校法人立専門学校協会(中込三郎会長)の理事会が2月25日、東京・千代田区九段北のアルカディア市ヶ谷で開かれた。

小林光俊副会長の開式のことばに統じて、冒頭のあいさつで中込会長は、中央教育審議会の答申を受けて「早急に各ブロックの代表で構成される戦略本部(仮称)を立ち上げ、新学校種の制度設計に向けて対応していかたい」と新しい枠組みに取り組む決意を述べた。

学省生涯学習政策局の塩原誠志専務は、「新学校種の創設を事業計画の柱に」と題して、新学校種の創設を実現するための具体的な運動目標を設定して23年度の事業計画原案をまとめている。

本協会理事会

新学校種 戦略本部(仮称) の創設を事業計画の柱に

新学校種の創設を事業計画の柱に

制度設計

実現

互に又は同時に営みながら、職業に必要な能力を修得・更新・向上し、その成果が適正に評価され、就業や業種転換、キャリアアップを図ることができる環境を充実することが必要である。この観点から、教育機関が教育プログラムを開発・提供するにあたっては、次の2つの視点を念頭に置くことが重要である。

◆職業への円滑な移行

若者の職業への円滑な移行

- (転職者等が対象となることも考えられる。)
- ・専門分野の基本的知識・技能の修得・更新
- ・労働者の権利・義務・責任の学び

◆職業能力や起業力の向上

就業者や起業を目指す者の新たな知識・技能の獲得・向上

- ・専門分野の高度な知識・技能の修得・更新、周辺分野・関連分野の知識・技能の修得
- ・管理職や経営者等の態度・思考・行動・責任の学び
- ・経営、起業等に関する知識・方法の修得

- このような教育プログラムの提供にあたっては、人々が希望やライフステージに応じて学びやすい仕組みを備えることが重要である。また、修得した職業実践力等学修の成果が、学習者や企業等の外部者にも具体的にわかりやすい形で示されるなど、評価されやすい工夫も必要である。

なお、分野によっては、学修の成果が国家資格等の取得に結びつくことが重要であり、このことに留意が必要である。

併せて、政府がイギリスやヨーロッパの職業資格制度を参考にしつつ検討を進めているキャリア段位制度（日本版NVQ）との連携を積極的に図っていくこと、職業に必要な能力とその修得のための教育プログラムとの対応関係を明確化することも考慮すべきである。

③ 教育の質の保証

- 中等教育後の高等教育段階に着目すると、実務経験に基づく職業実践的な教育を提供する教育機関として、これまで、専門学校が大きな役割を果たしてきているが、その制度的特性から教育の質の面で各学校ごとに相違が大きく、教育の成果に対する評価が高等学校関係者等の間で安定していないとの指摘や、専門学校が行う教育に対して社会からの理解が必ずしも十分に得られていないとの指摘がある。

- これらのこと踏まえ、新たな枠組みを整備するにあたっては、その質を客観的に保証する仕組みを備えることが重要である。その際、先に述べたとおり、新たな枠組みは、経済・産業界の動向・人材需要に即応し、最新の実務の知識・経験に基づく実践的な知識・技術等を教授していく機動性が求められ、そうした要請に照らして、適切に教育の質を確保することができる仕組みとすることが必要である。

④進路選択の拡大と職業実践的な教育の適切な評価

- 現在、我が国では、普通教育志向の進学者が拡大しており、この中には必ずしも明確な進路意識・目的意識を持たないまま進学している者がいるとの指摘がなされている。

- 新たな枠組みを具体化していくことは、子どもや若者が自らの将来を考えていく上で、また、保護者や教員等が、進路選択について助言を行っていく上でも、大きな変化を与えるものになると考えられる。具体的には、新たな枠組みは、高等学校等卒業後の進路として、また、生涯にわたる学習の場として、新たな道を開くことから、子どもたちが早い段階から、自らの志向や希望を十分に考慮して様々な進路を考え選択し、その後も人生の時々で、学習目的に合う教育機関を選択・活用していく意識・行動を高めるものになると期待される。

- また、高等教育における職業教育は、学術研究の成果を主な基盤とする場合や、職業実践的な知識・技術等を主な基盤とする場合等があるが、新たな枠組みの具体化を通じて、これらが同等に評価される社会の形成・発展にもつながると考えられる。

- このような進路選択の拡大や職業実践的な教育の適切な評価は、人々が希望やライフステージに応じて、様々な学習の場を活用しながら、職業生活や人生を重ねていくことができる、生涯学習社会の確立・発展においても大きな意義を有するものである。ひいては、多様な能力を有する人々が協働し活躍する、創造力と実践力の高い社会の実現へとつながっていくことが期待される。

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

- 新たな枠組みの具体化を進めるにあたっては、前記(2)の観点に基づき、今後さらに、早急かつ詳細な検討が行われることが望まれる。現段階までに検討してきた構想の概略は以下のとおりである。

- なお、今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。また、その際、ものづくり分野における中核的人材、中小企業や地域における人材の育成を担っている職業能力開発大学校等の公共職業能力開発施設や、各省の設置法等に基づき設置されている各省大学校等、各種の職業教育・訓練機関と相互に、各々の利用者から求められている役割を尊重・発揮して、我が国の人材育成や人々の生涯にわたる学習ニーズに、連携・協力していくものとなるようにすることが必要である。

1. 目的と特徴

卓越した又は熟達した実務の知識・経験に基づく高度の専門的かつ実践的な知識・技術等を教授し、職業に必要な実践的な能力を育成することを目的とす

る。

また、企業や経済団体・職能団体等と密接な連携を図り、個人が生涯にわたり継続して学業生活及び職業生活を交互に又は同時に営むことを支援する学習環境を整備することや、最新の実務の知識・経験を教育内容・教育方法に反映した教育の実施を担保することが望まれる。

2. 入学資格・修業年限

入学資格は、高等学校等の後期中等教育修了者とする。

修業年限は、分野の特性や対象者等に応じ、2~4年の範囲内で柔軟に設定することが考えられる。

また、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、基本課程（仮称）2年と上級課程（仮称）1~2年とする方法や、修業年限の弾力化、長期にわたる教育課程の履修を認めることなども考えられる。

3. 教育課程、授業方法

教育課程は、企業や地域・全国を単位とする経済団体・職能団体等との連携により、教育課程を編成・改善する組織体制を確保することが重要である。また、教育課程の編成にあたっては、例えば、国際社会から見た日本の姿や、国内地域の産業・資源等の特色・強みを学ぶ科目が含まれるなど、斬新で独創性に富むものとしていくことが期待される。

授業方法は、職業実践的な演習型授業（実験・実習・実技等）を一定程度（例えば、おおむね4~5割程度）行うことが想定される。

特に、産業界や職業人が求める知識・技能や最新の実務を的確に反映した教育を行うため、企業等が学習活動にかかわり、学習者と企業等が、相互理解を深められる学習機会（企業内実習、企業参加の学内実習活動等）を設定することが重要である。

4. 修了認定方法・卒業要件

修了認定方法は、生涯学習環境の整備の観点から、就業者等の学びやすさを考慮すると、学年制ではなく、単位制やモジュール制を基本とすることが妥当と考えられる。併せて、セメスター制の積極的な活用も考えられる。

また、単位認定に当たっては、例えば、就業時に取得した各種資格に関する学修を評価し、授業科目の履修とみなして、単位を付与することも考えられる。

なお、成績評価の表示方法は、学生が修得した技能が具体的にわかる方法を探り入れることが望まれる。

5. 称号等、他の高等教育機関等との接続

修了した者の能力を対外的に微表するものとして、何らかの称号等を称することができることとする必要がある。その際、我が国の高等教育制度の発達の経緯や現在の枠組みに留意するとともに、諸外国の実情も参考にしながら、職業教育の学修の成果を微表するものとして何が適切であるのか、検討が進められることが望まれる。

また、学習者が、その希望やライフステージに応じて様々な進路を選択できるよう、他の高等教育機関や中等教育機関の専攻科との接続（編入学、進学）が適切に確保されるよう、検討することが必要である。

6. 教員資格、教員組織等

教員資格は、実務卓越性を重視し、併せて、指導力を求める。教育経験等のない者は、採用後一定期間の研修や指導力認定資格の取得を必要とするなどの措置を講じることが必要である。教員の採用にあたっては、公募制や任期制を活用しながら、最新かつ先進的な知識・技能を有する人材を、海外も視野に入れ確保することも考えられる。

教職員の組織体制については、分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置き、教育上適切な教員組織等を備えることや、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるようにすることが求められる。

また、就職・進路指導、学生支援のための組織体制や必要な事務組織を確保することが必要である。なお、事務職員については、企業の人事担当者であった者等職務経験に長けた者を公募により積極的に採用するなど、職員の質の確保に努めることが期待される。

7. 自己点検・評価、第三者評価

教育の質を担保するためにも、教育等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められる。

また、第三者評価については、産業界等の関与を十分に確保しつつ、新たな枠組みに適した基準・方法等を構築することが望まれる。評価の観点は、例えば、教育活動を行うまでの組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果（就業状況等）等、職業実践的な教育に適したものとする。

8. 名称、設置者

職業実践的な教育に特化した高等教育段階の枠組みとして、ふさわしい名称を検討することが必要である。

設置者は、国、地方公共団体及び学校法人とすることが適当である。

- 上記のほか、具体的な制度の設計に当たっては、現行の学校教育制度の枠組みや高等教育についての考え方を踏まえながら、全国的なレベルでの教育の水準の維持・向上を図るとともに、継続的・安定的に教育を実施するために必要な仕組みを整えることが不可欠である。これを踏まえ、所轄庁による設置認可や審査の体制・手続き、改善の勧告から廃止命令までを含む法令遵守の担保等の監督、教職員の資格要件や人員規模、必要な施設・設備、校地面積の水準等を含む設置基準の在り方、教育機関の社会的責務としての情報公開の在り方、上述の第三者評価の確実な実施、新たな枠組みを整備・普及するための方策の在り方、新たな枠組みの活用に対するニーズ等、多様な事項やこれにかかわる課題を検証する必要があると考えられる。

- 今後、高等教育関係者や学習対象者、産業界、公共職業能力開発施設関係者を含む各界の意向等を踏まえて、新たな枠組み全般の具体化について、詳細な検討が進められることが適当である。

職業実践的な教育に特化した枠組みについて (中教審の答申より抜すい)

(1) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

- これまで述べたとおり、雇用・労働を巡る環境の変化、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中、高等教育機関においては、職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要となっている。
- また、若者や就業者等、職業に必要な能力の獲得・向上を目指す人々の中には、生涯の中において、実務経験を主な基盤とした実践的な知識・技術・芸能の教授を中心とする職業教育を受けることにより、様々な可能性をより一層切り開いていくことができる者が少なからず存在すると考えられる。特に、後期中等教育の段階で専門高校等における職業実践的な教育を選択した者にとっては、その先に続く高等教育の段階に職業実践的な学びの場があることは、キャリア形成の上で重要な意味を持つ。このため、下記に述べるような新たな枠組みを整備することにより、人々が自らの能力、志向、適性にふさわしい学習の場を選択して学び、職業に必要な能力を修得できる環境を、高等教育において充実していくことが必要と考えられる。
- 高等教育における職業教育の環境を充実することは、職業教育に対する国民の意識や社会の評価を変える契機になるとともに、中等教育から高等教育までにわたる職業や就業に重点を置いた修学の道筋として、「職業教育体系」を鮮明にすることとなる。ひいては、人々にとって、学びと自らの将来とを強固につなぎ、自分の力を最大限にいかして人生を切り開いていく、新たな夢や希望をもたらすものとなることが期待される。

① 現在の高等教育における職業教育の位置付け

- 高等教育における職業教育は、学術研究の成果を主な基盤として教養に裏打ちされた専門的な教育を行うことが求められる場合や、卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授することが求められる場合等がある。
- 大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を目的とし、また、短期大学は大学の目的に代えて「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することができる」こととしており、大学・短期大学で行われる教育活動は、学術研究の成果を基盤とすることが本来的な目的とされ、その中において職業教育が行われている。
- 戦後の我が国における単線的な学校体系においては、幅広い職業教育を含む多様な機能を大学制度に期待したが、ともすれば専門の学芸の教授研究に関心が集中する中で、結果として、職業教育の意義や位置付けが不明確になり、職業実践的な教育が十分に展開されてこなかったとの指摘がある。
- こうした中で、若者の過半数が進学する大学・短期大学においては、これまでの取組や、前述のように、人材育成に対する社会的要請、現在の厳しい雇用情勢、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、平成23年度から、すべての大学・短期大学において社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制を整えることとしている。
- 高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、中学校卒業者を対象として、一般教育と専門教育が効果的に組み合わされた、5年一貫の職業教育を行う機関であり、高い就職率や求人倍率等、優れた実績を上げ産業界から高く評価されている。

現状では、全国的に配置され、高等教育機関として大きな役割があるが（工学系新規学卒技術者の約12%を高等専門学校卒業者が占める）、高等教育段階にあたる4年生の在学者は、18歳人口のうち約1%であり、また、制度上は分野の限定がないものの、ほとんどの学科が工業系という実情にある。

このような中、前述のように、今後、新分野への展開が期待されており、各高等専門学校においても学科再編等が行われている。

- 専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的としており、18歳人口の約20%が進学している。専門学校においては、実務経験を主な基盤とした職業教育が盛んに行われており、実務家教員を配した教員組織による実践的な知識・技能の指導、その成果としての職業資格の取得、学んだ分野に関連する分野への高い就職率等、職業に直結する教育機関としての成果を上げている。

しかし、専門学校は、設置主体の限定がなく、設置運営等に関する法令の定めがゆるやかであるなどの制度的特性を有しており、これをいかして産業界等のニーズに即応した柔軟な職業教育を展開できるという強みを有している反面、全体的な質の担保の面で課題があり、その教育の質について各学校ごとの差異が大きいという指摘がある。

② 人材育成ニーズと高等教育機関が行う職業教育への期待の高まり

- 我が国では、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に掲げられているとおり、産業構造の変化に対応し、成長分野をはじめとして実践的な能力を有する人材の育成が急務とされており、また、将来にわたって付加価値を創出し、持続可能な成長を担っていく人材の育成が強く期待されている。さらに、質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の経済発展や国際競争力、あるいは地域の産業振興を決定する重要な要因となっている。

○このような中、特に、経済・社会環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められており、経済・社会活動の基幹をなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人、あるいは卓越した知識・技能を有するいわば匠の人材を、高等教育機関が育成していく必要がある。

○また、新規学卒就職者の離職率の高さや、若年無業者・フリーターの数がなかなか減少しないこと、正規労働者に比較して職場において職業能力開発の機会を得にくいことが指摘されている非正規労働者の増加、企業の入材育成投資の低下、さらには学習活動と職業生活の積み重ねにより経済成長を牽引する力を有する人材を育成していく重要性が指摘される中、高等教育機関が職業教育の場として、積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

③ 職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

○上述のような、現在の高等教育における職業教育の位置付けや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが考えられる。具体的には、卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授するための教員資格、教員組織、教育内容、教育方法等や、その質を担保する仕組みを具備した、新たな枠組みを制度化し、その振興を図ることである。

○このような職業実践的な教育に特化した枠組み（以下「新たな枠組み」という。）が適切に整備されていくことは、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、これまで発展してきた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の教育とあいまって、高等教育機関全体として、職業教育システムを構築・充実していくための契機となることが期待される。

（2）職業実践的な教育に特化した枠組みに関して考慮すべき4つの観点

○我が国の現状においては、企業内教育や既存の高等教育機関の職業教育の充実に向けた努力に期待するのみでは、必ずしも十分な対応がとれないと考えられる課題がある。具体的には、これまで述べてきた点も含み、下記に述べる4つが考えられ、新たな枠組みの制度的な整備にあたっては、これらの課題に十分に対応できるような方策を考慮する必要がある。

○新たな枠組みは、職業に関する教育や生涯学習環境を充実するのみならず、これを通じて、雇用・生活の安定や円滑な労働移動・経済の活性化に寄与するものとすることが非常に重要である。

企業は教育の成果に期待を寄せているが、高等教育機関において、就業に必要な知識・技能を必ずしも十分に育成できていないと言われる、教育と雇用・労働、経済を巡る国家的損失ともいえる状況を打破し、社会全体の在り方を好転させるきっかけの一つとして、新たな枠組みが役割を果たし、効果を發揮していくことが期待される。

また、企業等においても、人々が、新たな枠組みなどを活用して修得した能力を発揮していく上で不可欠ともいえる、学修成果の適切な評価や、学習活動と職業生活の両立並びにライフステージに応じた様々な働き方が可能な就業・労働環境の充実が期待される。このような各界の取組を通じて、我が国全体が、学びと就業の連関により人々がその能力を最大限発揮できる、活力と成長力に満ちた社会となっていくことが望まれる。

① 経済成長を支える「人づくり」への対応

○我が国においては、新たな経済成長を支える「人づくり」を推進することが急務であり、社会全体で実践的な職業能力の育成に取り組むことが必要である。具体的に育成を目指す人材像としては、新たな成長分野をはじめとする各種分野において、例えば、次の2つが考えられる。

◆地域経済・産業振興に向けて

地域の強みをいかした産業・事業の創出・発展に関して、海外市場も対象に活躍し、地域の発展に貢献できる人材。

◆先進・創出を目指して

国際的に高く評価されるような高度な専門的知識・技能を有する人材。

・優れた感性、斬新なアイデア、洗練・熟達した技能で、産業や企業の事業部門の主力を担いリードしていく人材
・異なる分野の知識・技術等を統合させて、新たな事業手法やシステム等を考案・導入し、ものづくりや商品・サービス等を創出する人材

○このような人材の育成を行なうにあたっては、特に、経済・産業界の動向・人材需要を鋭敏に把握し、可能な限りこれに即応した教育を行うことを重視すべきである。新たな枠組みについては、このような観点から、企業や経済団体・職能団体等と密接に連携して、最新の実務の知識・経験に基づく実践的な知識・技術等を教授していくことに重点を置く必要がある。

② 生涯にわたる学習活動と職業生活の両立

○昨今の雇用慣行や労働情勢の変化をかんがみるに、人々が、学歴や新規学卒時の就職状況にかかわらず、生涯にわたり、継続して学習活動と職業生活を交

協力者会議

振興策等に関する報告(案)まとめる 通信制や単位制学科制度化へ

アクセスを促している。
この基本的考え方を加えて、「社会の幅広いニーズに応える多様な学習機会の提供等」を踏まえ、必要な措置として7つの視点に整理して今後の対応方策を提案している。主な視点は次に通り。

【視点1】社会人等の多様なライフスタイルに即した専門学校等の学習機会の充実を図る。

「働きながら学ぶ」学習者等のため、「通信制学科」や「単位制による学科」の制度化を提案。また企業内訓練の外部化や、公共職業訓練の委託の受け皿としての専門学校の活用を推進する。企業人や離職者向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進。短期講座等への正規課程上の位置付け

付与など。

【視点2】実践的な職業教育等を通じて、後期中等教育におけるもう一つの選択肢を提供し、多様な若者の自立を支える高等専修学校の機能の強化を図る。

【視点3】経済社会のグローバル化や、知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人才培养等を推進する。

【視点4】地域における人材育成のためのネットワークを構築し、留学生受入れ枠の弾力化などをす。

【視点5】教育の質向上に向けた研究・研

修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点6】より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表。第三者評価等の取組の支援・促進など。

【視点7】専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

専門学校は2万8千人で微減示す

専門学校への外国人留学生は前年より42人減って2万7872人となったことが平成22年12月22日、日本学生支援機構の調べで分かった。日本全体の外国人留学生は逆に前年より905人(4人(6・8%))増えて14万人(1774人となり、過去最高を記録した。政府は昨年の6月に閣議決定した「新成長戦略」で、平成32

年(2020年)までに外国人留学生を30万人受け入れたいとされているが、このベースでいくと円高などの問題と相まって目標の達成はかなり厳しくなりそうだ。

留学生が最も多いのは大学(学部)で7万21人(前年比5694人減)、高等専門学校551人(同6人減)となっている。留学生を出身国(地域)別でみると、中国が8万6173人と円高などの問題と相まって目標の達成はかなり厳しくなりそうだ。

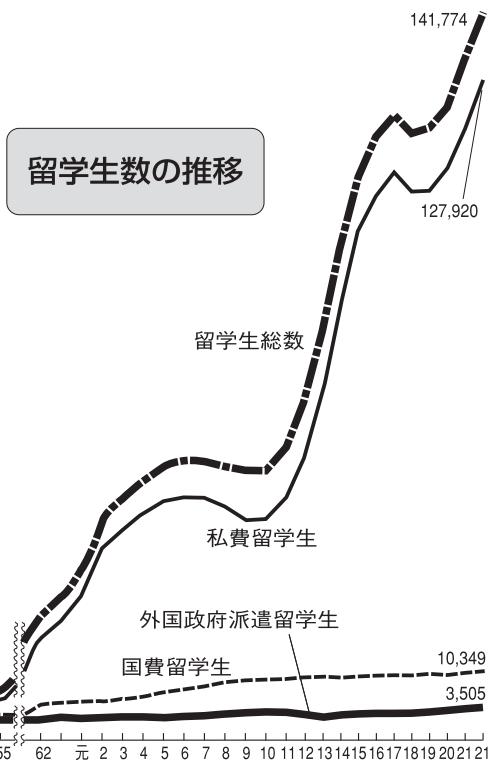
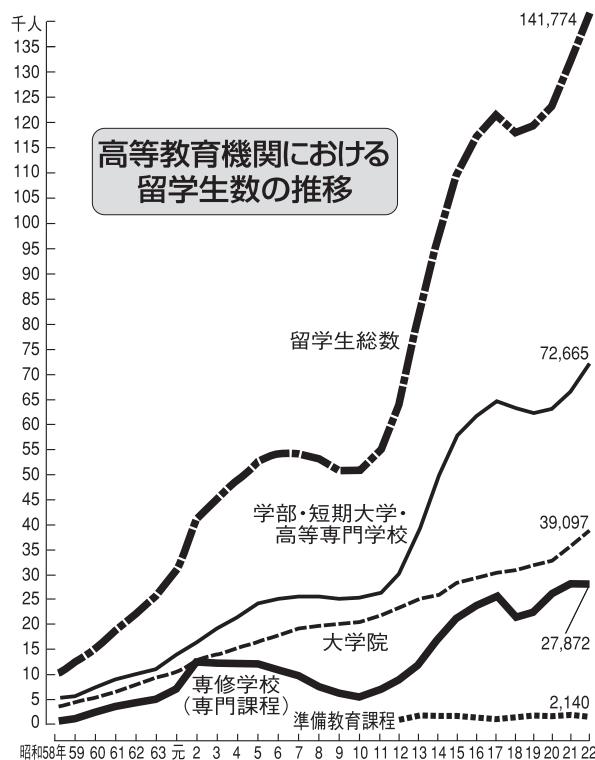
留学生が最も多いのは大学(学部)で7万21人(前年比5694人減)、高等専門学校551人(同6人減)となっている。

留学生を出身国(地域)別でみると、中国が8万6173人と円高などの問題と相まって目標の達成はかなり厳しくなりそうだ。

文科省留学生受け入れ規定を緩和 「2分の1」超え認める入定員

文部科学省は留学生の在籍管理制度を適正に行っている専門学校について、平成23年度以降に入学予定の留学生から一定の条件付きで、総入学定員の2分の1を超えて受け入れるとした通知を、平成22年9月14日付で各都道府県知事に発出した。平成2年6月29日付けの文部省(当時)通知『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行について』では、「設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までにとどめる」とされており、20年ぶりに留学生の受け入れ基準の弾力化が図られた。

文部科学省では平成21年11月に『専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議』を設置し、専修学校振興策の一環としてグローバル化時代に対応する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育への



専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議(黒田壽二座長)は2月28日、文科省で会議を開き、これまで専修学校教育の振興策等を巡って議論してきた内容の報告(案)をまとめた。

報告(案)は、認識すべき課題として①学校教育における進歩主義との対応と専修学校における教育の質向上②多様な学習者の多様な学習ニーズへの対応③就業構造の変化への対応の3点を挙げ、その上で、今後めさすべき方向性の基本的な考え方として次の2点を指摘しました。

まず「職業教育の中核的機関として、多様な学習者のニーズや社会の様々な要請に適格に対応する学習機会を提供するとともに、その教育の質を向上させる」と併せ、専修学校教育に対する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育への

向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点5】教育の質向上に向けた研究・研

修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点6】より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表。第三者評価等の取組の支援・促進など。

【視点7】専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

文部科学省は留学生の在籍管理制度を適正に行っている専門学校について、平成23年度以降に入学予定の留学生から一定の条件付きで、総入学定員の2分の1を超えて受け入れるとした通知を、平成22年9月14日付で各都道府県知事に発出した。

平成2年6月29日付けの文部省(当時)通知『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行について』では、「設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までにとどめる」とされており、20年ぶりに留学生の受け入れ基準の弾力化が図られた。

文部科学省では平成21年11月に『専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議』を設置し、専修学校振興策の一環としてグローバル化時代に対応する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育への

向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点5】教育の質向上に向けた研究・研

修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点6】より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表。第三者評価等の取組の支援・促進など。

【視点7】専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

文部科学省は留学生の在籍管理制度を適正に行っている専門学校について、平成23年度以降に入学予定の留学生から一定の条件付きで、総入学定員の2分の1を超えて受け入れるとした通知を、平成22年9月14日付で各都道府県知事に発出した。

平成2年6月29日付けの文部省(当時)通知『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行について』では、「設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までにとどめる」とされており、20年ぶりに留学生の受け入れ基準の弾力化が図られた。

文部科学省では平成21年11月に『専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議』を設置し、専修学校振興策の一環としてグローバル化時代に対応する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育への

向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点5】教育の質向上に向けた研究・研

修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点6】より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表。第三者評価等の取組の支援・促進など。

【視点7】専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

文部科学省は留学生の在籍管理制度を適正に行っている専門学校について、平成23年度以降に入学予定の留学生から一定の条件付きで、総入学定員の2分の1を超えて受け入れるとした通知を、平成22年9月14日付で各都道府県知事に発出した。

平成2年6月29日付けの文部省(当時)通知『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行について』では、「設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までにとどめる」とされており、20年ぶりに留学生の受け入れ基準の弾力化が図られた。

文部科学省では平成21年11月に『専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議』を設置し、専修学校振興策の一環としてグローバル化時代に対応する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育への

向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点5】教育の質向上に向けた研究・研

修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など。

【視点6】より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表。第三者評価等の取組の支援・促進など。

【視点7】専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

文部科学省は留学生の在籍管理制度を適正に行っている専門学校について、平成23年度以降に入学予定の留学生から一定の条件付きで、総入学定員の2分の1を超えて受け入れるとした通知を、平成22年9月14日付で各都道府県知事に発出した。

平成2年6月29日付けの文部省(当時)通知『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行について』では、「設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までにとどめる」とされており、20年ぶりに留学生の受け入れ基準の弾力化が図られた。

文部科学省では平成21年11月に『専修学校教育の振興方